

第37回警察庁政策評価研究会要旨

1 日時

令和2年7月9日（木）（持ち回り開催）

2 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授
木村 光江 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授（座長）
野口貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
横山 淳 株式会社PMAグループ代表取締役

3 議題

- (1) 令和2年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）について
- (2) 令和元年度実績評価書（案）について
- (3) 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (4) 規制の事後評価書（案）について

4 報告事項

令和元年度政策評価実施結果報告書（案）について

5 議事要旨

- (1) 議題(1)について、研究会委員の意見等はなかった。
- (2) 議題(2)について、研究会委員の意見等及び回答の概要は以下のとおり。
 - 基本目標2・業績目標1「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」について
 - ・ 令和元年度において、殺人、自動車盗及びすりの検挙率が過去5年間の平均値を僅かに下回っているが、これらの検挙率が下がった主な理由は何だと考えられるか。
(回答) 殺人のように検挙率が高い罪種については、当該年度内に認知した事件が翌年度に検挙されることもあることから、検挙率を単年度で見ると、過去5年間の平均よりも低くなることもあると考えられる。また、自動車盗及びすりについては、余罪が多数ある者を検挙した場合、その年の検挙率が比較的高くなり、過去5年間の検挙率の平均値を押し上げることも一因と考えられる。
 - ・ 国内の時系列での指標の推移だけを見るのではなく、比較的安全と認識されている諸外国とのベンチマークの視点が有用ではないか。
(回答) 諸外国の犯罪情勢については、各罪種や検挙の定義、社会情勢等が異なることから、政策評価のための参考指標として比較可能な検挙率の算出がなかなか

困難ではあるが、御指摘については今後の参考とさせていただきます。

- ・ 「業績目標達成のために行った主な施策」の4つの施策を、今後も「引き続き推進」としているが、具体的にどの施策が検挙率にどのような影響を与えたと考えられるかの分析等を行っているのか。

(回答) 都道府県警察において、情報分析支援システムを活用して連続的に発生する事件の傾向分析を行ったことや、DNA型鑑定を効果的に活用して客観的な証拠に基づく捜査を推進したことなどが、事件の検挙に大きく寄与したものと考えられる。また、捜査特別報奨金制度は、殺人等の重要凶悪事件の被疑者の検挙に寄与しており、犯罪死の見逃し事案の防止についても、死体取扱業務に従事する警察官の実務能力の向上等に寄与していることから、これらの施策を引き続き実施することとしている。

- ・ 全体評価を「○(相当程度進展あり)」とし、「◎(目標達成)」ではない理由として「殺人、自動車盗及びすりの検挙率が過去5年間の平均値を僅かに下回ったこと」を挙げているが、全ての項目で改善することを重視するのか、それとも全体として検挙率を「大きく上げる」ことを重視するのかによって評価の考え方が変わってくる。一般的な社会インパクトを考えると、重要犯罪・重要窃盗犯の発生数と検挙率の全体数値の状態が大事だと考えられることから、全体評価を「◎」としても問題ないのではないか。

(回答) 「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」の評価においては、重要犯罪・重要窃盗犯のそれぞれの罪種が国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、全体の検挙率のみならず、個別罪種の検挙率の動向をつぶさに見ることをより重視し、一部罪種につき過去5年間の平均値を下回った令和元年度については、

「○(指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められる)」とした。

- 基本目標2・業績目標2「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」について

- ・ 政治・行政・経済の構造的不正においては、1件ごとの社会的インパクトや悪質性がより大きく異なる可能性が高いと推測されるところ、もう少し事案の定性的な側面又は社会的インパクトを計り得る定量的な指標を補足材料として加えてみてはいかがか。

(回答) 検挙事件数のみにとらわれず、「定性的な側面、あるいはその事案の社会的インパクトを計り得る定量的な指標を補足材料として加える」ことについて、次回業績指標策定時の参考とさせていただきます。

- 基本目標2・業績目標3「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び

予防活動の強化」について

- ・ 指標の達成度から考えると、全体としての評価は「◎」でも差し支えないように思われるが、あえて「○」と厳しく評価した理由は何か。また、新たな業績指標を追加する必要があると考えられるがいかがか。

(回答) 令和元年は、認知件数及び被害総額がいずれも前年より減少し、検挙件数及び検挙人員も過去5年間の平均値を上回っており、共に目標数値を達成したものの、依然として被害額が300億円を超えるなど高齢者を中心に高い水準の被害が発生しており、また、「キャッシュカード詐欺盗」という新たな手口が増加するなど深刻な情勢であるにとらえている。特殊詐欺の犯行グループは、その犯行を多くの者に役割分担するなど細分化しており、末端被疑者を検挙しても、組織の全容解明や組織中枢の検挙につなげることが極めて困難であることが課題の一つである。受け子等実行犯の検挙からの突き上げ捜査や犯行拠点の摘発等を推進するとともに、特殊詐欺事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族等に対して、各部門において多角的な取締りを行い、犯行グループの壊滅を図っていきたいと考えている。以上のとおり、業績指標①、②とも数値上は達成したものの、本業績目標に係る政策課題は多数存在しており、これまでに講じた対策の効果を確認して不断の見直しを行い、変化する犯行手口や被害実態に応じた対策を弾力的・集中的に講ずることが不可欠であると認めたことから、「相当程度進展あり」と厳格に評価を行った。また、今後の指標設定に関しては、より業績目標の達成状況が評価できる指標の設定について検討させていただく。

○ 基本目標2・業績目標5「被疑者取調べの適正化」について

- ・ 参考指標としての「都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況」及び「捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況」は、意味のある取組であると思うが、いずれも「努力」指標であって、これがもたらす結果として「被疑者取調べの適正化」がなされるかは疑問である。

(回答) 警察においては、捜査員に対する適正捜査に関する教養の徹底、幹部による厳正な捜査管理、客観的証拠による裏付け捜査の徹底に加え、捜査部門以外の部門により取調べをチェックする被疑者取調べ監督制度の実施等により、取調べの適正化に努めている。この点、都道府県警察に対する巡回業務指導や、捜査に携わる者に対する研修において、被疑者取調べの適正化に係る指導・教養を実施しているところ、これらの実施状況は被疑者取調べの適正化をめぐる情勢の把握・分析に資するものであると考え、参考指標として設定している。

- ・ 参考指標③の「被疑者取り調べ件数」そのものが減っている状況下では、発生

確率が一定であったとしても監督対象行為の件数は減り、また、その監督対象行為の件数が取り調べ件数に比してもともと著しく少ないため、その発生比率を見ることもあまり意味がないとの印象を持つ。また、監督対象行為の定義の解釈の余地があったり、現場での適用基準が変わり得る余地があったりすると、そもそも監督対象行為の絶対数が少ないことから発生数が変わり得ると推測されるため、この数値のトラッキングが「被疑者取り調べの適正化」につながっている、と解釈しにくいところである。

(回答) 被疑者取調べの件数が減少しているということは御指摘のとおりだが、被疑者取調べ件数の多寡にかかわらず、監督対象行為を発生させないことは被疑者取調べの適正化を図る上で重要な要素であることから、監督対象行為の件数を業績指標として設定している。なお、警察庁では、被疑者取調べ監督制度の統一的な運用を確保するため、各都道府県警察に対し、監督対象行為の定義の解釈や適用基準を通達等で示しているほか、各都道府県警察における監督の実施状況を確認している。被疑者や取調べ担当官等、取調べの当事者が取調べの適正性を客観的に判断することは困難であるため、捜査部門以外の部門が取調べの状況を客観的にチェックする被疑者取調べ監督制度における監督対象行為の件数を本業績目標の指標としている。

○ 基本目標7・業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」について

- ・ 認知件数の把握が困難であることなどから量的指標の設定が難しい事情は理解しているものの、政策評価では数量的な測定が不可欠の要素であることに鑑みると、何とか工夫して量的指標を設定することはできないか。

(回答) サイバー犯罪・サイバー攻撃については、被害者側が警察への相談をためらう傾向があるほか、そもそも被害に気づきにくいという特徴があり、警察としてその実態を示す定量的な業績指標を設定することが困難である。このため、政策評価においては、定性的な業績指標に加え、サイバー犯罪等に関する相談受理件数やサイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数といった定量的な参考指標や外的要因についても勘案しつつ、警察の取組について総合的に評価することとしている。

- ・ 「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」のためには高度知識を有する専門人材が貴庁に所属している、あるいは貴庁とパートナーシップを組んでいることが不可欠であることは理解できるが、過去に比して、貴庁として如何に「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃

の抑止」のために質・量ともに人材を強化しているのかを提示することはできないか。

(回答) 高度知識を有する専門人材について強化が必要であると認識しているところ、当庁において、「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」等を踏まえ、情報技術解析部門及び民間事業者の知見等を活用した教養・研修等を部門横断的かつ体系的に実施し、警察全体で計画的な人材育成を推進している。御指摘を踏まえ、サイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止のための高度知識を有する専門人材の育成に係る参考指標として、

- ・ サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数（延べ人数）
- ・ 外部委託教養受講者数（警察庁実施）

を追加する。

(3) 議題(3)について、研究会委員の意見等及び回答の概要は以下のとおり。

- 基本目標1・業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」について

参考指標②「レスポンス・タイム」というのは、通報を受けてから現場に臨場するまでの時間ということか。その上で、平成27年、28年及び29年はほぼ横ばいとして、平成30年及び令和元年は長くなってきているようだが、この理由について分析・評価はしているのか。

(回答) 「レスポンス・タイム」は「通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間」を定義として、各都道府県警察から報告を受け集約している。また、都道府県によって、事件事故の取扱い状況、人員体制、道路事情等が異なることから、全国一律に理由付けすることは困難であるが、広範囲に被害を及ぼした台風等の災害により現場への到着が遅れた影響もあると報告を受けている。

(4) 議題(4)について、研究会委員の意見等及び回答の概要は以下のとおり。

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法により新設された規制

この規制は、「公告国際テロリスト」が公告又は指定された後、当該テロリストに対して行われる規制となり、その意味で、制度自体の意義を否定することはできないと思うが、その上で、2（費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握）に書かれている「本規制が導入されて以降、本規制に基づき対応した実績はないが、抑止効果を考慮すると、事前評価時に想定された効果が発現していると考えらる。」

の「抑止効果」とは、具体的にどのようなものなのか。

(回答) 公告国際テロリストに対する財産規制は、テロ資金対策の重要な取組の一つとして、諸外国が一体となって進めてきたものである。我が国も、FATF（マネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に関する国際協力を推進する政府間会合）から、現行の法制度では諸外国の法制度と比べ不十分であり、我が国が公告国際テロリストに対する財産規制の「穴」として利用されるおそれがあるとの指摘を受け、本規制を新設した経緯がある。本規制の導入により期待された効果として、公告国際テロリストに対する財産規制を強化することで、公告国際テロリスト及びその関係者が我が国を活動の場とすることを避けるといった「抑止効果」が挙げられる。本規制の実施後、本規制に基づき対応した実績がないという事実は、上記抑止効果が発現し、公告国際テロリスト及びその関係者に対し、我が国を活動の場として利用させていないという一つの証左であると考えている。客観的な指標では効果を測ることはできないが、この抑止効果は、テロを未然に防止する上で非常に重要なものであることから、直接的ではないものの、こうした効果を考慮すれば、事前評価時に想定された効果が発現していると判断した。

(5) 報告事項について、研究会委員の意見等はなかった。

以 上